

長野労発基0724第1号の2
平成27年7月24日

(公社) 建設荷役車両安全技術協会
長野県支部
支部長 遠藤和好 殿

長野労働局長

平成27年度(第66回)全国労働衛生週間の実施について(依頼)

労働行政の運営につきまして、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の全国労働衛生週間につきましては、関係各界における労働衛生意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、「職場発! 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」をスローガンとして、別添の「平成27年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として実施することとしております。

県内の業務上疾病の被災者数は長期的には減少傾向にあるものの近年は横ばい乃至は微増となっており、昨年の休業4日以上業務上疾病者数は146人(対前年比12人の増加)と、ここ10年で最多となりました。また、一般定期健康診断の結果では、何らかの所見を有する労働者の割合は増加傾向にあり、昨年の有所見率は55.7%と職場での健康リスクが依然として存在していることから、健康診断の実施を徹底するとともに事後措置を適切に実施していくことが一層重要となっております。

一方、職場において、メンタルヘルス不調により休業・退職する労働者が増加していることから、メンタルヘルス対策も重要な課題となっているほか、近年問題となった化学物質による健康障害を契機として化学物質管理の強化が図られているところです。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしているほか、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、平成27年7月には、過労死等の防止のための対策等を取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を定めることとなっております。

また、一昨年度からスタートした長野県における第1 2次労働災害防止推進計画（平成29年までの5カ年）の重点対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策等を掲げ、具体的な取組を推進しているところであり、それらの対策の目標達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があります。

つきましては、「全国労働衛生週間実施要綱」に基づき効果的な活動が展開されますよう関係者への周知について、貴団体の御協力をいただきたく、御依頼申し上げます。